

## 東北関東大震災被災地支援宇部市民協働会議設置要綱

### (設置)

第1条 東北地方太平洋沖地震による東北地方の沿岸部を中心とする未曾有の災害に対して、宇部市民として先人から引き継いできた「共存同栄・協同一致」の宇部の精神<sup>こころ</sup>を被災された住民と共有すべく、宇部市及び宇部市民を挙げて被災地支援等に取り組むため、東北関東大震災被災地支援宇部市民協働会議（以下「協働会議」という。）を設置する。

### (活動内容)

第2条 協働会議は、次に掲げる活動を行う。

- (1) 東北関東大震災被災地支援協働プロジェクトチーム・震災支援うべ（以下「震災支援うべ」という。）が行う被災地等への支援活動、被災者の受入れ等に係る情報共有及び協力に関すること。
- (2) その他大震災に係る支援に関すること。

### (構成)

第3条 協働会議は、宇部市及び設置の趣旨に賛同する市内等の企業、教育機関、各種団体・グループ等で構成する。

### (会長及び副会長)

第4条 協働会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は宇部市長を、副会長は宇部市議会議長、宇部商工会議所会頭、宇部市自治会連合会長をもって充てる。

### (会議)

第5条 協働会議の会議は、必要に応じて会長が招集する。

### (解散)

第6条 協働会議は、設置に係る目的を達成したときをもって解散する。

### (庶務)

第7条 協働会議の庶務は、震災支援うべにおいて処理する。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか協働会議の運営に関して必要な事項は、会長が協働会議に諮って定める。

### 附 則

この要綱は、平成23年3月24日から施行する。